

令和7年度 第3回松戸市脱炭素専門部会 会議録

- 1 日 時：令和7年10月30日(木)10:00～12:00
- 2 場 所：オンライン
- 3 議 事（1）：松戸市再エネ導入促進制度に関する検討について
議 事（2）：松戸市再エネ促進区域に関する促進計画の検討方針について
議 事（3）：松戸市グリーン購入等に係る基本方針について
議 事（4）：松戸市地球温暖化対策実行計画の見直しについて
- 4 出席者：【委員】

- ・奥 真美 部会長
- ・濱島 憲二 副部会長
- ・芦名 秀一 委員
- ・吉川 奈美 委員
- ・角田 辰弘 委員
- ・武田 学 委員

【事務局】

- ・瀬谷 真一 (環境政策課長)
- ・奈良場 健 (ゼロカーボンシティ推進担当室長)
- ・野中 亮 (補佐)
- ・松戸 孝雄 (主幹)
- ・舟橋 琢磨 (主任主事)
- ・山本 薫 (補佐)
- ・平田 直純 (主査)

【傍聴者】

1名

5 内容

(事務局)	それではただいまから令和7年度第3回松戸市脱炭素専門部会を始めさせていただきます。司会を務めます環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室の舟橋と申します。はじめに、本日の委員の出席状況についてお知らせいたします。現時点で出席者は5名となっており松戸市環境審議会条例第8条第2項に基づき、委員の過半数の出席により、本会議は成立することを報告いたします。それではここからの議事進行を奥部会長にお願いしたいと思います。奥部会長、よろしくお願ひいたします。
(奥部会長)	はい。わかりました。皆様おはようございます。
(一同)	おはようございます。
(奥部会長)	それではここから私の方で進行を進めさせていただきます。 本審議会は公開が原則となっておりますが、今回傍聴希望者はいらっしゃいますか。
(事務局)	本日1名の傍聴希望がありましたので、ご報告いたします。
(奥部会長)	はい。わかりました。それでは1名傍聴希望される方がいらっしゃるということですので、傍聴を許可いたします。 それではまず事務局から資料について確認をしていただきます。よろしくお願ひいたします。
(事務局)	資料につきましては、次第に記載させていただいているものを事前にお送りさせていただいておりますので、順次共有しながら進めさせていただきます。
(奥部会長)	はい。それでは皆様の方に事前に送付されている資料について、ご確認をいただければと思います。では早速議事に入ってまいります。 本日の議題は、4つございます。 (1) 松戸市再エネ導入促進制度に関する検討について (2) 松戸市再エネ促進区域に関する促進計画の検討方針について (3) 松戸市グリーン購入等に係る基本方針について (4) 松戸市地球温暖化対策実行計画の見直しについて この順番で進行してまいります。 では早速議事(1) 松戸市再エネ導入促進制度に関する検討について事務局からご説明をお願いいたします。
(事務局)	資料1に基づいてご説明をさせていただきます。 では2ページ目をご覧ください。昨年度、再エネ導入促進制度についての検討を専門部会で行ってきました。まずは、そちらの検討結果について簡単にまとめておりますのでご説明いたします。昨年度は、東京都

や川崎市における設置義務化条例を参考に、松戸市内における大規模な新築建築物及び中小規模新築建築物への太陽光発電等の設置に関する条例の制定について検討を実施しました。そして、条例案の作成も行いましたが、2025年4月より、国において住宅トップランナー制度の拡充が行われ、大手ハウスメーカー等を対象とした、新築戸建住宅への太陽光発電設備設置達成基準が新たに設けられました。こうした中、国のトップランナー制度が松戸市で検討を進めている条例の内容に関連することから、市独自条例の制定については、引き続き本年度、検討を行う方針としておりました。

本日の部会における意見交換における視点ですが、他自治体における設置義務化等の条例の運用及び検討状況について、さらに義務化条例の制定に関する市民意見をアンケート調査からいただいておりますので、こうした事項を踏まえ、松戸市における条例のあり方についてご議論いただければと思います。ポイントは2つございます。国におけるトップランナー制度と、本市の独自制度の大部分が重複することが判明し、制度による導入容量の推計を昨年度実施しましたところトップランナー制度による導入容量が市独自制度を上回る可能性があることなどがわかりました。こうしたことを踏まえまして、市独自での義務化条例の制定は見送る方針としたいというところがポイントの1つ目となります。2つ目としましては、太陽光発電設備の設置を課すことを中心に検討を行つてきておりましたが、義務等を課さずに誘導基準を設けるなど、こうした誘導策に方針転換することも必要なのかについて、ご議論いただきたいと考えております。

では、3ページ目にまいります。簡単に国における住宅トップランナー制度の内容についてご説明させていただきます。国の住宅トップランナー制度は、昨年度までは省エネに関する基準が決められていたところに、本年度4月より、新たに太陽光発電設備の設置率の達成基準が盛り込まれました。現状では戸建住宅のみに設定されているのですが、建売の戸建住宅ですと2027年度までに37.5%、注文の戸建住宅ですと87.5%を設置するという目標が追加されました。昨年度、市独自で検討していた条例の内容と重複する部分が大部分であるということがわかりました。

続きまして4ページ目にまいります。国の太陽光の設置義務化に関する動向のうちの省エネ法の報告対象の特定事業者についても動きがありましたので、参考までにまとめさせていただいております。経産省の方で2025年4月に「第1回工場等判断基準ワーキンググループ」が開催されました。ここで現行の省エネ法の報告制度に絡めた屋根置きの太陽光発電設備に関する新たな報告制度案が示されております。現行の省工

ネ法ですと、「定期報告書」と「中期計画書」の2つの主な制度があり、「定期報告書」では毎年度のエネルギー使用の状況報告を求められており、「中期計画書」では、毎年度、判断基準に基づくエネルギーの使用合理化の目標達成のための中長期的な計画の作成と提出が求められています。こちらの報告書制度等を活用し、事業者に対して非化石エネルギーの「利用可能性」についてさらに検討を促しています。2024年度に提出された中長期計画書で事業者のうち3割が、「将来的に太陽光発電を導入したい」という意向を示していることがわかりました。こうしたことを受け、地域共生しやすい形で設置余地が大きい、再エネ導入の拡大の取組として、事業所等における屋根置きの太陽光に注目し、特定事業者に対して、屋根置き太陽光の設置余地や目標について追加で報告を求めるこことを現在検討しているということです。制度案も示されており、2027年度或いは2026年度からの報告を求めるような形で制度案を取りまとめているというところです。

続きまして5ページ目にまいります。ここからは他自治体における太陽光発電設備設置条例の実施や検討の動向についてご説明します。まず、東京都の状況でございます。東京都の制度ですが、制度の運用が2025年4月より開始されております。設置義務の対象者は $2,000m^2$ 以上の新築大規模建築物と合わせて、 $2,000m^2$ 未満の中小規模の新築建築物となっております。こちらは制度開始間もないことから実績値等の運用状況の詳細については現段階では未公表となっております。こうした制度の新たな運用の開始に合わせ、太陽光発電設置事業者が活用できるような補助制度を設けており、その情報はページ下部で示しております。

続きまして6ページ目にまいります。川崎市の制度概要でございますが、東京都に続いて、同様に新築建築物への太陽光設置義務を課す制度が本年度の4月より開始されております。立て付けは東京都と同じような内容で、大規模建築物と $2,000m^2$ 未満の中小規模建築物への設置義務となっておりますが、東京都の制度よりも $2,000m^2$ 未満の中小規模建築物として対象となる範囲が広くなっています。市内の延べ床面積を $5,000m^2$ 以上施工する事業者というところで、もう少し幅広く事業者をピックアップできるような制度の内容となっております。こちらについても4月に制度が開始して間もないことから、運用状況等のご共有はできないのですが、川崎市内で活用できる太陽光発電に関する主な補助金について同様に示しております。東京都とは違い、事業者ではなく、市民が活用できるような補助制度となっております。やはり、義務化制度を始めてから、太陽光の補助金制度を運用しているというような状況となっております。

ページの下側にまいりますが、相模原市でも、松戸市と同様のタイミ

ングで義務化制度について検討を行ってきているというような状況でございました。松戸市で検討していたような川崎市のモデルをベースに、2024年度より制度の条例制定に関する検討を開始しておりましたが、2025年2月に開催された会議において、やはり国のトップランナーモデルにおける再エネ設置基準の適用が明らかになったことで、条例の制定については、一旦、再検討という方針で固めるということになっております。

続きまして7ページ目にまいります。仙台市においても、条例の制定を検討しているということが新たにわかりました。2024年度から本年度にかけて、太陽光の設置に関する条例の検討が進められており、今年の8月に開催された環境審議会において制度の中間素案が提示されました。大きな内容としては、新築住宅への太陽光設置に関する基準に加え、省エネ達成基準が制度に盛り込まれています。ただし、罰則は設けずに達成基準より高い誘導基準を設定し、達成した事業者に対して、評価や表彰を実施する制度案となっております。また、幅広い事業者に取り組んでもらえるように、制度の対象となる大手ハウスメーカー以外にも任意での参加を可能としています。制度は、2027年度から開始を予定しております。

続きまして、8ページ目にまいります。本年度松戸市において市民アンケート調査を実施しました。こちらのアンケート調査の中で、太陽光発電の設置義務化に関する設問を設けております。アンケート調査における主な意見及び条例制定の賛否に関する結果は、お示している通りですが、右下の円グラフの中にあるのが、市民アンケートにおける条例制定の賛否の結果となっております。賛成が34%、反対が14%程度となっており、どちらとも言えないが半数近くいるというような状況です。コメントもいただいているので、主な意見としてご紹介します。主な意見については、「補助金等、設置費用やメンテナンス費用、廃棄費用に対する支援策が必要」というような意見が多数ございました。また、「パネルの設置に関する環境や経済的効果、条例に関する情報等、市による普及啓発や情報発信が必要」というようなご意見もいただいております。また「パネルの調達から廃棄までの行政としての対応や市民へのサポートが必要」、さらには、「流通している海外製パネルに対する不安等がある」、「国内メーカーによるパネルの設置を条件とするべき」といった製品自体に関するご意見もありました。「設置の対象者や対象範囲、義務や推奨の使い分け等の条例設計についてよく検討するべき」というようなご意見もいただいているいます。一方で「地球温暖化の防止のためには必要な施策だと思う」といったようなプラスのご意見もいただいております。ただ、大まかなところではやはり「不安があります」と

	<p>いうご意見もいただいているので、そういうご意見も踏まえて、条例の制定の検討を進めていく必要があるというところがわかりました。</p> <p>最後 9 ページ目になりますが、先ほどご意見でもありました、太陽光パネルのリサイクルについて、参考情報として、国による太陽光パネルのリサイクル義務化制度に関する動向を共有いたします。環境省や経済産業省合同で、太陽光パネルのリサイクル義務化制度について検討が行われてきましたが、2025 年 8 月の発表によると、費用を誰に負担させるのかといった、制度設計の枠組みが定まらないとして、見直しを再検討することが決まりました。よって現段階ではパネルのリサイクルの義務化制度については、一旦検討は見直しということで國の方でも一応検討は進められているというような情報提供までです。資料の説明は以上となります、松戸市様から追加でご説明等ございますでしょうか。</p>
(事務局)	<p>今回も条例について意見交換をして決めていくのですが、市としては、今のところの義務化条例については、ペンドィングかと考えているところです。それについて、本日もご意見等いただければと思いますので、よろしくお願いします。</p>
(奥部会長)	<p>ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたが、まず、昨年度から検討を続けておりました「再エネ導入促進制度に係る条例制定」については、國の方で住宅トップランナー制度が開始されたということもあります、それらの動向も踏まえて、松戸市内で戸建住宅のみが住宅トップランナー制度の対象ではありますが、松戸市内でどれだけ國の制度のもとでの効果があるかどうかといったようなところも少し注視しながら検討していく必要があるのではないかということで、市として「現段階では条例制定は見送り」という方針だと思います。こちらも含めまして、今ご説明いただいた内容について、ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>まず条例制定見送りにつきましては、いかがですか。特に異論等、ご意見等ある方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。</p> <p>先ほど資料の中に相模原市の情報も入っていたかと思います。相模原市も、松戸市より少し先んじて、太陽光発電の義務化制度の検討をしていました。昨年度も答申も出して後は条例案を作るだけになっていたところなのですが、住宅トップランナー制度が導入されたので、やはり「条例制定は当面見送る」という判断を相模原市はしています。そういう決断をしていきつつ、ただ住宅トップランナー制度の方は賃貸アパート、分譲マンション及びその他集合住宅等は対象になっていないので、</p>

	こちらについても今後は、国の住宅トップランナー制度の対象として含めていただくように相模原市長が直々に国交省に出向いてお願ひをしたというような話も聞いております。国の制度でしっかりとカバーされるのであれば、それが望ましいという判断ですね。それ以外の点で何か確認されたいことなどございましたらお願ひいたします。
(芦名委員)	<p>ご説明ありがとうございます。条例の制定に関しては今ほどあった通り見送りということで、様子を見るということで、致し方ないかなというところでございます。</p> <p>確認をしたいのが、住宅トップランナー制度で戸建住宅の方には設置率の目標が入り或いは省エネ法の定期報告等で盛り込んで、いろいろと情報を追加的に入れるという話があったわけでございますが、すでに事業を運営している東京都などでは、どういった対応されるかというのはわかりますでしょうか。要するに、「国の運用が始まったので、事業を中止、変更する」ということか、或いは、「それはそれとして自分たちは制度運用を進める」とするのかという、そのあたりがわかれれば教えていただきたいなというのが1つです。</p> <p>それから、仙台市は義務化に近い話なのか、ボランタリーにやるという話なのかというところを伺えればと思います。というのは結局、相模原市にしても松戸市にしても、住宅トップランナー制度があるので、ひとまず様子見という形になっているわけですが、その中でも仙台市がいろいろ検討していて、この夏にも、という話があったところで、仙台市はどのように考えているのかなというところを理解するために、制度上、義務化に近いのか、ボランタリーでただ目標を決めているのかというあたりがわかれれば、教えていただければと思います。以上です。</p>
(奥部会長)	では事務局からお答えいただけますか。
(事務局)	まず1点目の東京都や川崎市の動向というところで、公表の情報としてはまだ「国が始まっているからどうしようか」というところの方向性は示されてはいないという状況です。直接、ヒアリングすることも可能かと思っていますが、公表されている情報としては載っていないというところでございます。2点目の仙台市の条例について、義務化なのかどうかという話ですが、促進制度というようなイメージですので罰則は設けず、むしろ積極的な取組を評価、表彰するといった、義務化ではなく誘導していくような制度の内容となっていると理解しております。
(芦名委員)	ありがとうございます。
(奥部会長)	よろしいでしょうか。東京都と川崎市も制度運用は開始しているので、おそらく、まずはこのまま運用を続けるということなのだろうと思

	います。住宅トップランナー制度は、年間供給戸数で閾値設けており、一方で東京都や仙台市、他の自治体が実施、検討しているのは床面積で見ているという点で違いはあるかと思いますが、それがどの程度相関するのかというところなどは確認しなくてはいけないかもしれません。事務局の方でも確認できれば、今後の制度運用の動向についてもフォローをしていただければと思います。それから仙台市の方については、よろしいでしょうか。義務化ということではなくて、条例に基づく誘導をしていくということですかね。誘導策を条例で根拠付けているというような、そういう制度設計なので、これはこれで参考になりますね。仙台市の基準はどういった設定なのでしょうか。
(事務局)	中間素案の中身を見る限りは川崎市に似たような制度になっているというところです。
(奥部会長)	わかりました。よろしいですか。
(芦名委員)	はい。大丈夫です。ありがとうございます。
(奥部会長)	ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。大丈夫ですか。それでは議題(1)につきましては以上とさせていただきます。議題(2) 松戸市再エネ促進区域に関する促進計画の検討方針について、事務局から説明をお願いいたします。
(事務局)	<p>それでは、資料2、参考資料1-1、参考資料1-2に基づいてご説明させていただきます。</p> <p>まず、2ページ目に、昨年度の脱炭素専門部会での検討結果についてまとめております。2022年に建築物省エネ法の改正により新たに建築物再エネ促進区域制度が2024年4月より施行されたことを受け、松戸市における促進計画の策定について検討を行いました。促進計画案をその際に作成しております。促進計画の案には、促進区域や再エネ利用設備の種類、促進区域内で再エネ設備を設置する建築物が形態規制の緩和の特例許可を受けるための要件、建築士から建築主への説明義務などについて示しております。特に建築士から建築主への説明義務については、義務化条例と合わせて規定することを検討しておりました。ただ、特例許可を受けるための要件に関するさらなる検討が必要であることや、先ほどの義務化に関連するような条例について検討の継続が必要であることなどを踏まえて、促進計画についても同じように引き続き検討を行う方針としておりました。</p> <p>本日の部会における意見交換の視点としまして、まず①特例許可基準の設定について、特例適用に関する許可基準を設ける場合、基本的には計画には位置付けられないため、別途許可基準を定める必要があります</p>

が、他自治体でどういった許可基準が設けられているのかというところを踏まえ、松戸市で許可基準を設定するかどうかについてご意見いただきたいという点です。

もう一つが、②再エネ設備に関する説明義務の条例の規定について、計画案の中には示しておりますが、説明義務制度に効力を生じさせるためには、促進計画の検討と並行して条例に定める内容を検討する必要があります。ただ、太陽光の義務化条例は制定しないというようなご意見も先程ありましたが、そうなった場合、促進計画の策定について再検討等を行うか或いは別途、条例を制定するような方向性もあるのかと、そういうところの観点から本日の意見交換を行っていただきたいです。

では3ページ目にまいります。建築物省エネ法に基づく促進計画の公表自治体についてですが、2025年8月末時点で10自治体が、促進計画を公表しており、その10自治体のうち5自治体が特例許可基準もあわせて設定・公表しております。こちらの促進区域制度の担当課ですが、10自治体中9自治体は建築部局を中心となって行っています。松戸市においても特例許可基準を設ける場合には、特に建築部局との連携が重要になると考えております。ページ下部にその10自治体の名前が記載されております。

続きまして4ページ目にまいります。松戸市における太陽光発電の設置規制の緩和に関して、こちらも市民向けアンケート調査で設問を設けております。アンケート調査における主な意見は、「安全性や調和等に関しては、新たな基準や指標を定量的に明確にして欲しい」というところで、設問を設ける際に具体的なところまで説明しきれなかったところがございましたので、「もう少し具体的な内容について、周知して欲しい」というようなご意見がございました。また、「規制緩和することにより近隣への影響がないのか」というところ、或いは「建築制限の本来の趣旨を損なうような緩和が生じる可能性がある」といった、ご意見や「住環境への影響を情報開示して近隣住民への健康不安などに対応るべき」といったところがございました。また、「あくまでも太陽光発電設備の部分に限っての規制緩和とするべき」というようなご指摘もございましたが、こういったところも制度の周知が重要となってくる部分かと思われます。「市のホームページだけでなくハウスメーカー等に対し、説明義務を設けるなど制度の周知が必要」というようなご意見がございましたが、こちらは建築主による説明義務などにも絡んでくる意見と捉えております。また、「制度に関するメリットやデメリットの情報を示して欲しい」、「太陽光発電設備の設置に伴い、トラブルになった事例等を開示して事前に指導等を徹底して欲しい」、「規制緩和を受けるためには、周辺住民とよく協議を行う必要がある」というようなご意見も

ございました。また、たくさんあったご意見としまして「高さ制限の緩和による日照の侵害が心配である」というようなもので、そういうたところでも制度の許可基準を設ける場合は、十分な検討が必要と捉えております。

続きまして5ページ目にまいります。冒頭に申し上げた、策定にあたっての検討が必要な事項①特例許可基準の設定についてでございます。促進区域内では、特例要件を満たす建築物に対して、建築基準法で定められている容積率、建蔽率、高さ制限に関する形態規制緩和の特例許可が認められております。特例許可要件に関する許可基準を定めることで建築審査会における要件の適用の可否を判断するための基礎材料とすることが可能となります。

こうしたことを踏まえ、松戸市で許可基準を設ける場合の基本方針としては、容積率制限、建蔽率制限、高さ制限に関する形態規制緩和の特例許可基準というところを定め、建築審査会における審査の簡略化或いは負担軽減等を図りたいというところが目的となっております。ただし、許可基準は技術的基準として定めるものとし、緩和に関する許可申請の内容が、市の定める要件に適合するかどうかについて、じっくりと個別で建築審査会において総合的見地から判断することが重要と捉えております。下の表に特例許可基準の設定イメージとして、港区のものを簡単にお示ししております。許可基準で決められている事項としては、対象となる設備、ソーラーカーポート等を設置する場合の共通要件、容積率を緩和するための要件、建蔽率を緩和するための要件、建築物の高さ（絶対高さ）、高度地区に関する建築物の高さに関する緩和を受けるための要件が定められています。

参考資料1-1で自治体における特例許可基準の設定事例をまとめています。こちらを概要としてまとめたものが参考資料1-2になりますため、かいつまんでご説明します。現在、許可基準が設定・公表されている自治体は、足立区、渋谷区、杉並区、港区そして横浜市がございます。最初に許可基準の設定、促進計画の検討をした自治体は横浜市でして、それに続く形で、東京区部が公表をしているというような流れとなっております。そのため、横浜市における許可基準の形としては、独自の様式でまとめられているというような印象がございます。

足立区、渋谷区、杉並区、港区においては、ソーラーカーポートの設置の共通の考え方、容積率の制限、建蔽率の制限そして高さ制限の4つについて記載がされています。一方で、横浜市の場合ですと、ソーラーカーポートの設置の共通の考え方と、容積率の制限についてのみ規定されており、建蔽率の制限や高さ制限に関する緩和の要件については、細かくは記載されておりませんでした。

	<p>それからその他の規定として各自治体で書かれているものとしましては、例えば足立区や港区、そして横浜市も設備の維持管理に関する規定がございました。足立区では別途、環境配慮の義務が明記され、港区ですと転用防止の明記がございました。また、先ほどのアンケートの意見としても出てきておりました、近隣住民への意見聴衆や合意形成について明記しているのは横浜市しかないというような状況でございます。</p> <p>光害対策等もアンケートの意見として出てきておりましたが、日照の侵害やパネルの反射に関するご意見もありましたので、やはり合意形成や、公害対策等については、横浜市等を見習って盛り込むことも一案と考えております。</p> <p>それでは資料 2 に戻ります。資料 2 の 6 ページ目でございます。検討が必要な事項②としまして、再エネ設備に関する説明義務の条例への規定でございます。促進計画案には、建築士から建築主への設備の説明義務について定めております。説明義務の効力を発生させるためには、条例への規定が必要となっておりますが、太陽光発電設置の義務化条例については先ほどご議論で見送る方針となりました。その場合に、新たに条例を制定するのかどうかといった部分や、条例を新たに制定しない場合、促進計画自体をどのような形で取り扱っていくのかについてご意見いただきたいと考えております。資料の説明は以上となります。</p>
(奥部会長)	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明内容についてご意見やご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>まず促進区域をそもそも定めるかどうかですね。促進区域の中での建築士の説明義務について規定するには、条例制定が必要になります。昨年度はその条例について、再エネ設備の設置義務化について規定とともに、建築士の説明義務も規定しようと検討していました。ただ、義務化条例は見送りにしましたので、そうすると建築士の説明義務は別途、それのみの条例を制定して、義務化するのか、それともそういう条例を制定しないままにするのかという判断が求められるというところです。ご意見や確認されたいことございましたらお願ひいたします。</p>
(芦名委員)	<p>説明義務の話ですが、先ほどの市民アンケートの中でも、やはり懸念点があるというところで、そういう説明をしっかりとした上でご理解をいただくのと、どの範囲までその説明をするのか、周辺の方々まで含めるかどうかというのはまた別の話かと思うのですが、いずれにしても、きちんと説明をしてご理解をいただくということは必須なような気がいたします。もし条例に規定する必要があるということであれば、何らかの対応はしていただいたほうがいいのではないかなと思います。大元の再エネの導入の義務化部分が今抜けている状態になるとどういう手</p>

	続きになるのかというのは、今ぱっとは出てこないのですが、いずれにとも説明に関しては非常に重要なポイントだと思いますので、考えていただいたほうがいいのではないかと思います。以上です。
(奥部会長)	ありがとうございます。こちらは建築士から建築主に対しての説明義務化になるのですよね。建築物省エネ法に基づいて、想定している促進区域の中において、再エネ導入が可能な場所だとその方法だとか、そういうことを建築士が建築主に説明するということを義務づけるという制度と理解しておりますので、周辺住民に対しての説明義務というところまでは、これは想定されていないというところですね。だからむしろ、周辺住民の意見聴取については、先ほど横浜市の方でも、参考資料1-2に情報がございましたが、建築主が、周辺住民の意見を聴取するという想定なのですかね。
(事務局)	明確に、誰がというところは定められてはいないのですが、地域、近隣住民等に対して計画の周知を行うというようなことが緩和の評価条件として設けられておりますので、建築審査会にかけるのが建築主であれば、イコール建築主かなと思います。
(奥部会長)	今のご指摘は非常に重要なところですから、促進区域を定めた場合に、周辺住民からの意見聴取もそうですけど、その情報提供をどうやっていくのかというところは当然考えないといけないところですね。それと建築士から建築主への説明義務化については、実は今日の資料にも多分、もう少し情報を加えていただくといいかと思うのですが、促進区域を設定している自治体の一覧が先ほどありましたが、そのうちの幾つか私の方でも見てみたところ、建築士から建築主への説明義務、それのみを対象とした条例を制定しているところがいくつかあります、杉並区とか調布市もそうなのですが、たったの3カ条からなる建築士の説明義務に特化した条例を制定しているところがあるので、そういうやり方はあるかと思います。杉並区や調布市の条例を共有してもよろしいですか。
(事務局)	お願いいいたします。
(奥部会長)	これは調布市ですね。「調布市建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例」で、3カ条からなる条例です。「建築物省エネ法の規定に基づいて、建築士から建築主に対する再エネ設備の説明義務の対象となる建築物の用途、規模を定めるものとする。」とあります。杉並区も全く同じような規定を置いていますので、こういうやり方はあるということですね。そのため、促進区域を定めたら、こちらのような条例を作るとい

	<p>うのは、できるかと思います。 それ以外はいかがでしょうか。</p>
(武田委員)	<p>話は元に戻るのですが、特例許可基準というのは、例えば高さ制限や日影規制が、本来の建築基準法とぶつかっているから、特例という話となっているのです。そうなると、まず主要自治体で考えて条例を作るにしても、あまり厳し目な判断がつかないのでみんな右へ倣えのような条例の制定になるような気がいたします。そのため、法律同士がぶつかっているところは本来、国交省とかでやらないといけないことなのかなと思います。条例でできることは、先ほどの杉並区の条例ように強化する側の流れかなというのが、全体の法の成り立ちと思い、何かすっきりせず、多くの自治体でこういう話をしても、どこか右倣えぐらいしかできない印象です。</p> <p>それからもう1つが、法令の緩和事項です。特例許可基準の緩和は国交省が流れ出してほしいと思いますので、法令に引っかかるような設備の維持管理などは、松戸市で強化するというのは良いと思いますが、国交省は自治体にどうさせたいのかが、何となく私はまだ理解がしきれていないです。</p> <p>それからあと、これは細かいところですが、近隣への説明と言っても、大体近隣に説明しても一般的には、例えばマンション建設をするのに、マンションが建てられたら、気分的に「人が多いのが嫌だ」ということで、法令には合致しているのに反対運動がおきますから、「高さ制限を緩和して建物の屋上に太陽光パネルをつけますよ」と言ったら、ほぼ近隣は反対するしかないと思います。「周りへの説明はちゃんとしてね」という何となく絵に描いただけの話になるような気がします。なので、建築基準法の中でも大規模な建物を建てるときに、近隣への説明を義務化しているような法令もあるのですけど、「了解はもらわなくていいよ、説明だけはしてね」と説明をしたことだけで確認申請がそのまま動いていくような法令もあります。特に太陽光だと近隣にとっては反対意見しか出ないと思うので、「近隣への説明」と書いておくのはいいのですが、ただ書いてあるだけになるのかなと。それであれば、現実問題としてあってどうなのと思うところはあります。</p>
(奥部会長)	ありがとうございます。今、資料出させていただいているが、事務局の方、こちらご説明できますか。今のご意見に関連して。
(事務局)	ご意見ありがとうございます。なかなか国の建築物省エネ法の改正によって「市町村を中心にこういった特例許可を計画の中に定めてください」というような流れでは来ておりまので国交省の方向性としては市町村でも進めていって欲しいというような意図なのかなと認識している

	部分ではございますが、おっしゃる通り、やはり容積率とかそういった形態規制を緩和する、特に太陽光に関してのご意見と、賛否等があるというところは理解しておりますので、どういった方向で、近隣住民とも、合意形成をしていくかは、条例を制定する場合や、計画を策定する場合であっても、十分に検討する必要があると思っている部分ではございます。ただ、なかなかそこを義務にするというところは難しいと思っているので、やり方等は他の自治体も見つつ、松戸市でベストな方向を検討していきたい部分ではございます。ご意見ありがとうございます。
(奥部会長)	松戸市の方からは何か補足はありますか。
(事務局)	今の話を聞いていて、一般の住宅とかにまで周りの説明義務を課すのはおかしな話なので、例えばある程度の規模を見て、マンションとかに適用する場合、説明義務を課すようなことになるのかと思いました。それから、建築基準法でもある程度、屋上の太陽光設置と緩和要件はあつたと思いますので、そことの兼ね合いを整理しておくべきかなと思いました。そこ辺はあまり詳しくないのでまた後で、資料とか整理できればと思っています。
(奥部会長)	<p>ありがとうございます。先ほど杉並区と調布市の例を申し上げましたが、大田区の場合は、もともと持っていたまちづくり条例の中に、建築士の説明義務の規定も新たに挿入して、それから再エネ設備導入のためには、そのまちづくり条例の手続きの中に載せていくということなので、まだ一定規模の開発案件についても事前に届け出をさせて、区と協議をしてもらって、さらにはその周辺に対して、例えば計画周知のためのたて看板建てるなどの説明をするとか、そういう手続きの中に、落とし込めば載せることができると思うのですよね。大田区はそういう対応しています。松戸市の場合はまちづくり条例、いわゆる昔の開発指導要綱を条例化したような条例はありましたか。ずっと調べた感じなさそうでしたので、もしそういう手続きがあればそちらに載せるという手はあるのですよね。</p> <p>いずれにしても近隣住民への配慮や、懸念に対しての十分な手当が担保された上での、促進計画であり、特例許可基準であるべきだというご意見だろうと思います。そこをどう担保するかということを松戸市としてご検討いただく必要があります。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>ただ、促進区域としてどの区域を設定するのかというのも議論としてはり得るのでですが、促進区域を定めている自治体は全域ですよね。</p>
(事務局)	基本的には、そうです。

(奥部会長)	<p>基本的には全域を設定して、あとは個別に、確認申請が出てきたときに審査をするとかその時々で建築審査会で審査するという形をとっていくということですね。ありがとうございます。結論が今出る話ではありませんが、引き続きしっかりと情報を出している自治体についても、もう少し情報を充実させて精査していただいて、引き続きご検討いただくということでお願いいたします。</p> <p>それでは次の議事ですが、(3) 松戸市グリーン購入等に係る基本方針について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>グリーン購入基本方針の改定については、昨年度から建物の改修時や新築時における ZEB の導入を中心に議論していただいておりました。昨年度、グリーン購入基本方針（案）を一度お示ししたかと思いますが、その後、庁内照会を行い、教育部局や契約関連部局からも意見をいただきました。いただいた意見としては、「環境配慮型プロポーザルとは具体的に何を指すのか」「担当課で本当に実施できるのか」といったものが多くございました。</p> <p>そちらを踏まえ、庁内で再度検討し、グリーン購入基本方針の当該部分について記載方法を簡素化する方向で修正することといたしました。今回お示ししている案の赤字部分がその修正箇所です。基本的には、各部局が専門的知識を持ち、環境配慮プロポーザルの設定や評価基準を詳細に検討する必要はないと考えています。むしろ、建物の設計等を委託する際に、委託仕様書の中で「ZEB 化を検討すること」と明記していただければ、それで十分ではないかと考えています。他市を確認すると、小田原市なども建物に関する契約の中に ZEB 化の検討を入れていますが、内容は 3 行程度でまとめており、「環境に配慮することに留意する」といった簡潔な表現になっています。松戸市としても、同様に記載を簡略化し、環境配慮プロポーザルのような難しい用語は使用せず、整理していくと考えております。</p>
(事務局)	<p>基本的なところの方針としては昨年度お示しした案から変えないものの、細かいところでやはり難しい考え方が含まれていたり、細かすぎたりしているところもございましたので、そこについては少しカットさせていただいているというところでございます。</p>
(奥部会長)	<p>こちらについて、基本方針の見直し前がどうだったかというのは、今示せますか。</p>
(事務局)	<p>お示しいたします。こちら見え消しまで見せますと、かなりばっさり削っているように見えるところがあって恐縮なのですが、大きなところで、当初、環境配慮型プロポーザルという名称を使っておりました。こちら「環境省からそういったプロポーザル方式が出されていてガイドラ</p>

	<p>インがあるようなものなのか」というご質問がありまして、そうではなく、「環境に配慮するような項目をプロポーザル方式に盛り込んで欲しい」というような意図で作っていますので、そういう意図が伝わりやすいように、名称等も「環境配慮型」の部分を取って、プロポーザル方式にそういう考え方を盛り込んでくださいという方向に修正しております。</p> <p>それ以降のところでカットしているところについては、環境配慮型プロポーザルに関する細かい規定がたくさんありますと、そこまで規定すると、やはり担当課からすると「何をすればいいのかがわからない」ということで、専門知識はそこまで必要ないというところで、まずは項目としてプロポーザルに盛り込んでいただくということが伝わりやすいように、一旦カットさせていただきました。</p> <p>また、維持管理に関する部分もございますが、こちらについてはもう少しわかりやすいような表現に変えています。特に「価格の要素以外でも、総合的に判断して、温室効果ガス等の排出削減に関するような内容が技術提案に含まれるようにしてください」といったところ、基本的には「原則努めるように」というような書き方をしております。</p> <p>また、エコチューニングの活用、維持管理に係る契約についても、細かい部分の規定がございましたが、まずは一旦、検討いただいて、契約図書の中でもそういう C0₂ の排出削減に繋がるような内容を盛り込むような流れで書いております。その他、細かな修正の部分については、もう少し簡単に見せているというような内容となっております。</p>
(奥部会長)	ありがとうございます。庁内への照会を経て、わかりやすく、できるだけ、シンプルにしたということですが、こちらにつきまして何かご意見等ございますでしょうか。
(芦名委員)	細かいところなのですが、事前にお送りいただいているもので、建築物の ZEB 化というような言い方をしておられます。ZEB 化だと省エネと創エネを足して、基本的にネットゼロか或いはネガティブしていくということになるので、再生可能エネルギーの導入みたいな部分もある程度自動的に入ってきている考え方になると、もちろんその ZEB 化を見据えていただくとか、創エネの部分も含めて考えていただくということはありがたい部分ではあるのですが、現実問題、創エネまで込みでいきなり ZEB でということを原則とするということが大丈夫かなというところは気になるところです。むしろ ZEB Ready のような「省エネの方は ZEB の基準まで持っていきましょう」という方針でいいのかなと思いました。多少後退するような形にはなるのですが、いきなり原則 ZEB と言わると結構ハードル高いなという、そんな印象受けたので、コメントと

	して申し上げておきたいと思います。以上です。
(奥部会長)	ありがとうございます。ここは確かにそうですね。「完全なZEBを目指せ」と言っているのか。「図るものとする」と記載がありますが、これは努力義務というよりは、もうやらないといけないという規定の仕方になっています。
(事務局)	こちらについても、庁内照会をかけた際に、「この規定自体が義務なのか」というようなご意見もいただいている部分でございました。やはり今のご指摘等も踏まえて「原則～（中略）～図るものとする」という言い回しが義務に近いような印象を与えてしまうことがあるようですので、「検討していただきたい」というような意図で盛り込んでいる部分ですので、そういう意図が伝わるような書きぶりに修正し直す必要があると思っております。
(奥部会長)	この「ZEB化」というのも、多分広い意味でのZEB化なのですね。
(事務局)	『ZEB』やNearly ZEBも含めた「ZEB化」というような意図です。
(奥部会長)	ZEB ReadyとかZEB Orientedとか、いくつか種類がありますけど、それも含めた広い意味でのZEBを言っているわけですね。
(事務局)	はい。そういう意図でございました。
(奥部会長)	そうですね。だからそこが誤解のないようにどう表現できるかで割と一般的にも広義の意味でZEB化と表現されますよね。あまりしっかりと定義を示さずに使っているようなイメージはあります。それにしても誤解のないようにしていただく必要があるかなというところと「図るものとする」というもう義務的な表現で大丈夫かどうかというところ。「原則として」なので、例外もあるという前提の書き方だからいいといえばいいのかもしれませんけど、そこが今ご指摘のあったところですね。ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。あと建築物のところだけ、環境配慮型プロポーザルの規定がかなり細かくあったので、そこをスリム化したというところですね。他の物品等とのバランスもあるということかと思います。ありがとうございます。 それではよろしければ次の最後の議題になりますが、(4) 松戸市地球温暖化対策実行計画の見直しについて事務局からご説明お願いたします。
(事務局)	それでは資料4、参考資料の2-1、2-2に基づいてご説明させていただきます。 まず資料4の2ページをご覧ください。今回、地球温暖化対策実行計

画の改定にあたっての骨子案を作成しておりますが、改定計画における目次構成について示しております。大きく4章の構成となっておりまして、まず計画策定の背景・意義というところで、近年の地球温暖化の動向、さらには、計画の基本的事項というところで計画の期間や目的等を示す予定でございます。第2章で市域の現況と課題、第3章で温室効果ガス排出量の削減に向けた施策、第4章で計画の進行管理をお示しします。

3ページ目にまいります。今回の計画の改訂の方向性について示しております。まず実行計画の改定にあたっては、近年の国内外の地球温暖化に関する動向を踏まえて、脱炭素社会の実現に向けた施策の強化や立案を行うとともに市内すべての主体による取組の推進が図られることを目指した改定内容といたします。

内容についてですが、改定において検討が必要な事項を、右下側に示しております。国内外の動向においては、特に温対法や温対計画、エネルギー基本計画が改定されたことに伴いまして、動向が変わってきているところがございます。ポイントとしては、まず2035年度、2040年度の国の目標値が決まっていること、そして、再エネ最大限投入の方向性が示されたこと、脱炭素と経済成長の同時実現が重要である点が示されたこと等が挙げられます。

そして、既存施策強化や新規施策検討で、現在、松戸市環境未来会議という、いわゆる気候市民会議が実施されておりますのでそこから出た市民の意見であったり、本年度実施しました市民向けアンケート調査の結果、或いは他自治体における先進事例などを踏まえ、施策の強化や検討、立案が必要と考えています。

また、各主体による取組の推進として、あらゆる主体の意識の変革、行動変容、連携の強化といった視点から改定を行ってまいります。

まず中身に入る前に、アンケート調査を行った結果と、松戸市の環境未来会議の中身について、簡単にご説明させていただきます。まず、参考資料2-1でアンケート調査の結果の概要をご説明させていただきます。今回の調査につきましては無作為で5,000人に対して、アンケートを郵送配布しており、回答はWEB併用で行っております。その中で1,016件の回答が返ってきております。回答率は20%程度です。調査項目としては「住まいに関する事項」、「自動車に関する事項」、「省エネに関する事項」、「再エネ設備の導入に関する事項」、「再エネ由来電力の購入に関する事項」、そして太陽光発電の義務化制度と、再エネ規制緩和の2つの事項について、聞いております。調査結果の概要について簡単にご説明します。

調査結果の概要ですが、家庭で実施している省エネ行動として最も多

かったのが、「節電を心がけている」、続いて「節水を心がけている」で、「節電」「節水を心がけている」と答えた方が7割以上いたことがわかりました。また「冷暖房を控え目にする」と60%弱の方が答えており、省エネ行動は浸透しているという結果でした。

また、導入している省エネ設備については、「LED 照明」が80%程度で「高効率家電（冷蔵庫・テレビ・エアコンなど）」が45.8%、「省エネ建材（窓断熱・樹脂サッシなど）」が27%であるという結果がわかりました。

また、再エネ設備の導入状況としては、太陽光発電が6.6%にとどまっているという現状がわかりました。回答いただいた中での平均導入容量は4.6kW程度であることがわかりました。松戸市内での平均のFIT・FIPによる住宅への導入容量とさほど変わらない、或いは上回っているというような結果となっております。

再エネ設備を導入していない人の中で、「太陽光発電を今後導入したいかどうか」の意向を聞いております。「今後導入したい」と回答した方は約8%、「太陽熱利用を導入したい」という方は3.3%、「地中熱利用を導入したい」と答えた方は1.8%で、今後の導入意向についても、数値としては低い値が出ていることから課題があるのではないかなど思っています。また、「今後導入意向はない」と答えた方のうち、再エネ設備を導入したくない理由について、聞いております。そのうち最も多い理由としては、「導入費がかかるから」が25.7%、「維持費がかかるから」が17.9%でした。約半数弱の方が、「費用に関する不安があるから導入したくない」と考えていることが分かりました。また「集合住宅に住んでいるから」と回答した方が14%いました。

再エネ電力の購入についてですが、電力の購入状況について、「購入している」と答えた方が4.2%と、太陽光発電設備を導入している6.6%よりも購入している方が少ないことがわかりました。再エネ電力を購入していない方のうち、再エネ電力の今後の購入意向について聞いており、「今後購入したい」という方は7.7%で、こちら太陽光を今後導入したい方と同じような数値となっております。「今後導入したくない」という方は16.8%、「検討中・わからない」という方が75%程度おりました。今後導入したくないと答えた方のうち、再エネ電力を購入したくない理由については、「電力供給に不安があるから」が23.5%、「電気代が高くなるから」が22.7%、「仕組みがよくわからないから」が22.4%の順に多くなっております。今後、施策として再エネ電力の購入を増やしていく方向性であれば、やはり再エネ電力メニューに関する普及啓発や情報の提供などが重要であると考えております。概要の説明は以上となります、細かい部分については、資料にまとめておりますの

で、後程ご覧いただければと思います。

参考資料 2-2 にまいりますが、こちらは現在、松戸市で開催されているいわゆる気候市民会議に当たる「松戸市環境未来会議 2025」における市民からの提案内容となっております。松戸市環境未来会議は本年度 5 回開催されており、先日の 10 月 26 日（日）に第 5 回会議が実施されました。

2 ページ目に参ります。中身について、細かい説明は割愛させていただきますが、本年度の会議のテーマは「住まい」、「移動」、「街づくり」の 3 つとなっており、ご意見や取組を提案いただいております。

「住まい」に関する提案については、「再エネ・蓄電池の導入」、「住宅や建物の断熱等のリフォーム・リノベーション」、「エネルギーの見える化」、「省エネ・暮らしの工夫」「緑化・自然環境保全」「その他（教育に関するもの、普及啓発に関するもの）」などをご提案としていただいております。

続いて、「移動」に関する提案については、「自動車・充電設備の拡充」、「公共交通の利用促進」、そして「物流の脱炭素化」、「自転車等の利用促進」、「シェアサービスの利用」、「道路整備」、「ライフスタイルや意識変革」などをご意見としていただいているます。

最後、「街づくり」に関する提案については、「住まい・再生可能エネルギー・省エネ設備」の導入の仕組み、「移動・交通」、「コンパクトシティ・都市機能集約」、「環境教育・情報発信」に関する部分のご意見をいただいております。今回の実行計画の見直しにあたっては、こういった市民からの意見や、アンケートにおける意見、そして結果等を踏まえた施策の立案等が必要と考えております。では資料 4 に戻らせていただきたいと思います。

資料 4 の 5 ページ目にまいりますが、計画の中には地球温暖化の動向について、いろいろとお示しする予定です。5 ページと 6 ページにおいては、地球温暖化に伴い、世界全体の温度が上がっているため、2035 年までに世界全体で 2019 年度比で 60% の CO₂ 削減が必要であることや、パリ協定が採択されていること、1.5 度以下に抑えていく努力をする必要があること、世界共通の目標が決まっていることなどが挙げられております。

また 7 ページ目、SDGs に関する採択がございましたので、誰 1 人取り残さないようなそういった持続可能な社会を目指していくことが必要です。

さらに 8 ページ目、国の温対計画は令和 3 年に閣議決定されたもので、2030 年度において、2013 年度比 46% の削減目標が掲げられ、「さらに、50% の高みに向か、挑戦を続けていく。」とされております。

そして9ページ目ですが、本年度閣議決定された温対計画の改定版で、新たに2035年、2040年度における中期目標が設定され、それぞれ2013年度比で2035年度ですと60%、2040年度ですと73%の削減目標が国によって掲げられました。

続いて10ページ目は気候変動適応計画で、今回の松戸市の改定計画においても、地域気候変動適応計画を盛り込む方針となっておりますので、こういった動向も、十分に注意してみると必要があると考えております。

また、11ページ目、昨年度改定された国の環境基本計画では、環境保全を通じて、国民一人一人のウェルビーイングや、高い生活の質を実現していくことを最上位の目的としておりますので、こういった考え方を盛り込む必要があると考えております。

12ページにまいりますが、第7次エネルギー基本計画が策定されており、2040年に向けて、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することなどが盛り込まれております。松戸市においても、再生可能エネルギーの導入目標等も決めておりますので、再エネをどのように導入していくかという検討が必要と考えております。

13ページにまいります。GX2024ビジョンが本年度2月に閣議決定されておりまして、エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となっている中、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現する基本方針に基づいた計画ビジョンが改定されております。

続きまして、14ページ目、2050年カーボンニュートラルに向けた産業分野における変革が必要というところで、14分野の産業において高い目標を設定してあらゆる政策を動員するような方針も国で掲げられております。

15ページ目、千葉県の動向として、令和5年に県の温対計画が改定されておりますので、こういった様々な国内外、或いは国や県の動向も踏まえながら、改定をしていくことを、方針としております。

では、具体的な計画についてですが、計画の位置付けとしては先ほどご説明した通り、今回は区域施策編の改定になりますが、地域気候変動適応計画に相当する計画も含まれております。また、松戸市の環境基本計画の個別計画としても位置付けられておりますので、松戸市の各種の関連計画との整合連携を図ってまいります。今回の計画の期間は、2030年度までと考えております。

それでは、17ページ以降は第2章市域の現況と課題です。

18ページにまいります。まず、温室効果ガスの排出量の推移を2013年度から見てまいりますと年々減少していまして、2021年度の温室効果

ガスは、2013 年度比で約 20% 削減を達成しています。これは 46% の道のりとして順調な道のりと捉えております。

それでは 19 ページ目ですが、温室効果ガス排出量の将来推計です。人口の増加、人口の流入がまだまだ続くところ、経済活動も続いていくということで、BAU 推計はなかなか減少が見込めないという結果が出ております。

20 ページにまいります。再生可能エネルギーの現状の導入量の推移です。松戸市の再エネ導入量は 2015 年以降増加しており、2023 年においては 50 メガワット程度導入されています。このうち、住宅などに搭載されているものが、72%ほどと大半を占めている状況となっております。

続いて 21 ページ目ですが、松戸市内における再エネの導入ポテンシャルは、建物系への太陽光発電の設置ポテンシャルが全体のポテンシャルのうち 86.6% となっており、土地系も含めますと 99.9% とほとんどとなっています。

22 ページには部門別の現況と課題についてまとめておりますが、割愛させていただきます。

24 ページ目に「目指す将来のすがた」を示しておりますのでご覧ください。2030 年度が計画の期間となっており、2030 年度を目指して基本方針を置いております。2050 年度にゼロカーボンを達成するというような目標となりますので、「みんなでつくる 脱炭素のまち まつど」に向け、やはり 2035 年～2040 年も引き続き、脱炭素ライフスタイルの浸透や産業の改革など、脱炭素化において、重要と考えております。そういう面からも 2035 年度、2040 年度においても、目指す将来の姿を示しています。

25 ページ目にまいりますが、本計画で定める削減目標です。まず、短期目標として、現行計画にも記載されております 2030 年度の目標で 2013 年度比 46% 削減の目標を設定します。また長期目標としては 2050 年ゼロカーボン達成と設定し、新たに国の動向も踏まえ中期目標として 2035 年度において 60% 削減、40 年度において 73% 削減の目標を掲げることとします。

26 ページにまいりますが、先ほど述べました、削減目標を達成するためにも再エネの導入は必要不可欠と考えておりますので、再生可能エネルギーの導入に向けた目標も設定しております。昨年度の脱炭素専門部会にて、2030 年度と 2050 年度の削減目標及び再エネ導入目標は設定しましたが、新たに本計画で中期目標として 2035 年度・2040 年度の削減目標を掲げることに伴い、2035 年度と 2040 年度の再エネ導入目標についても設定する方針としております。

続いて 27 ページの計画の施策体系についてです。本計画では、市民・事業者・市が連携して施策を推進することを検討しており、施策体系としては基本方針を 5 つに分けております。まず「省エネルギーの徹底」、そして「再生可能エネルギーの普及促進」、「脱炭素型まちづくりの推進」、「気候変動への適応の推進」、そして「地域における連携の推進」の 5 つの基本方針としております。細かい内容について、次のページ以降に記載しております。

28 ページにまいります。まず基本方針 1 「省エネルギーの徹底」です。基本方針 1 の中では大きく 3 つの施策を設けております。「家庭・事業所における省エネルギー化の促進」、そして「効率的なエネルギー管理の促進」、「市における率先的省エネルギー対策の実施」としております。右上に市の取組内容のイメージを記載しております。市でどういった取組、特に個別事業を推進していくのかを記載しています。まず、「脱炭素ライフスタイル・企業経営への転換促進」、「補助金等による高効率機器への買替促進」が必要であり、そして「3R の推進」や、「エネマネシステムの導入促進」であったり、「エネマネシステムのデータの利活用」、「市事務事業における省エネ化」、「グリーン購入調達の推進等」に取り組んでいくようなイメージでございます。

29 ページには新規施策として検討できそうなものを載せております。こちらは脱炭素先行地域等の先進的な他自治体における重点施策等を持ってきております。

まずページ左側、「脱炭素行動によるポイント付与制度」が福岡市を中心に実施されており、市民の自主的な脱炭素行動による温暖化対策を推進し、21 の取組に取り組んでいただいて、それを申告することによって市民がポイントを得られるような制度がございます。そういった制度を参考にすることも可能かと考えております。

また川崎市では、中小企業向けの脱炭素経営支援を実施しております。特に国では、大規模事業者による省エネ化や脱炭素経営は進んでいるのですが、やはり中小企業向けにはなかなか進まない事情がありますので、そういう部分を後押しするためにも、市で脱炭素経営の支援コンソーシアムを作り、例えば冊子で紹介するであったり、地元の金融機関の支援等を後押しするような形をとっているところでございます。松戸市においてもこういった事例を参考にしながら新規施策を検討することが可能と考えております。

続いて 30 ページにまいります。基本方針 2 では「再生可能エネルギーの普及促進」について示しておりますが、施策としては、「家庭・事業所における再生可能エネルギーの活用」、「市有施設における再生可能エネルギーの活用」、「エネルギーの地産地消の促進」、「電化・燃料転換

の促進」を示しております。市の取組内容イメージとしては、「家庭・事業所への再エネ導入促進」をしていくことや、「再エネ電力への切換促進」がございます。また、本部会でも検討はさせていただいておりますが「太陽光発電設置の普及促進に資する施策の検討」や、「エネルギーの面的な利用に向けた官民連携の推進」が重要と考えております。

31ページには、新規施策検討に向けた、再エネの普及促進に関する他自治体で行っている事例を挙げております。伊丹市では、共同調達による市内事業者向けの支援を行っており、市と電力事業者が連携協定を締結し、太陽光発電設備の導入を希望する市内事業者を対象に、共同調達する事業を実施しております。また、同様の方式で再エネ電力の共同オークション、カーボンオフセットに活用可能な環境価値の共同調達事業も実施しています。

資料右側に移りまして、エネルギー地産地消の促進について小田原市が実施している内容です。不特定多数の発電者、発電事業者、調整力保有者、小売電気事業者及び電力需要家の参加を想定した市域レベルでのエリアエネルギー管理について、全国に先駆けた取組として小田原市、東電 PG、東電 HD 及び湘南電力の4者において、「電力地産地消プラットフォーム」の構築を目指しております。下の方にも記載しておりますが、小田原市ではエネルギーの面的な利用に向けた取組を多数行っておりますので、松戸市においても地産地消や面的な利用を促進していくには、こういった事例を参考にしていくことも十分あり得ると考えております。

続いて、32ページにまいります。基本方針3「脱炭素型のまちづくりの推進」ですが、施策としては「脱炭素型のまちへの転換」、そして「環境負荷の少ない公共交通・自転車等の利用促進」、「次世代型自動車への乗り換えの推進」がございます。市の取組内容イメージについては、「新改築時のZEH・ZEBの徹底」や「建物の省エネ・断熱改修支援」を行っていくこと、さらには「EV・FCV等の導入支援」、そして、導入支援に向けた「充電・充填設備の導入支援」も必要と考えております。

33ページでは「脱炭素型のまちづくり」の推進において他自治体が行っている事例を紹介しております。仙台市では独自の断熱基準達成の誘導を行っております。先ほども少し例として挙がりました、仙台市でございますが、他にも断熱の改修において、住宅の断熱性能を高めるような経費の一部の補助なども行っております。

また、堺市では都心部における便利・快適な移動環境の構築を推進しています。堺市の都市部中心に、堺・モビリティ・イノベーション(SMI)プロジェクトに取り組んでおり、公共交通の利便性向上やバリアフリー化、多様な移動ニーズに応じたモビリティの導入による便利・

快適な移動環境の構築、様々な情報やサービスの包括的な提供などを目指しています。

続きまして、34 ページの方針の 4 の「気候変動への適応の推進」でございます。こちら、中身の施策としては「気候変動に伴う災害対策の推進」、そして「気候変動に起因した健康影響被害の軽減」がございます。市の取組内容イメージとして、災害対策では「ハザードマップの等の防災情報の発信・周知」、「河川改修・排水路整備、雨水流出抑制等の水害対策」、さらには「CO₂吸收源の保全・整備と都市緑化の推進」、「ヒートアイランド現象の緩和や防災・減災に寄与するグリーンインフラの整備推進」などがございます。また、健康影響被害の軽減というところでは「熱中症・感染症予防対策」などが市の取組のイメージとして考えられます。

35 ページ目、他自治体で行われていることですが、例えば横浜市ですと、マンションの防災力の認定制度がございまして、災害に強いマンションの形成と市周辺地域を含めた防災力向上を図るために、独自の「よこはま防災力向上マンション」として区分を設けており、マンションを認定するような制度がございます。気候変動に関わってくる部分として、地域の浸水対策等も含まれていますので、こういった考え方もできるということで、事例として入れさせていただいております。

また、資料右側大田区ですが、産学官連携による熱中症対策を推進しています。熱中症予防として、市だけでなく大学や企業と連携して、普及啓発やコンソーシアムの設立などを行っている事例がございます。

続きまして 36 ページで、基本方針 5 「地域における連携の推進」です。こちらの施策では、「地域における連携の推進」と「環境活動、環境教育等の推進」の 2 つを掲げております。市の取組イメージとしましては、「包括連携協定等の締結による産学官連携の検討」、「各主体の環境活動における連携のための仕組みづくり」などが考えられます。また、「環境教育の推進」等も考えられます。

37 ページでは他自治体における取組を紹介しております。松山市においては産学官連携による持続可能な地域づくりを推進しております。既存の SDGs 推進協議会と人口減少対策推進会議が統合され、産学官連携組織「まつやま未来コネクト」を設立しております。こちらの組織では、地域課題の解決や持続可能な地域づくりを中心に施策を進めています、2025 年度においては国の交付金を活用した再エネ電力の供給や太陽光・蓄電池の補助の拡充などと、ゼロカーボン実現を目指しております。

また、札幌市ですが、こちらは学生主導の脱炭素ワークショップを開催しております。北海道大学、市、北海道ガスが連携し、様々な専門性

	<p>を持つ大学院生が脱炭素化に向けた実際のアクションプランを検討するというような教育プログラムを実施しております。こちらで検討された内容で実現可能性が高いものは、積極的に産学官で継続的な支援が行われるというような取組となっております。</p> <p>こうした市で取り組んでいくような施策についても、既存のものも含め、さらにはご紹介しましたような新規の他自治体で行っている先進事例等も踏まえた新規施策の検討ができればと考えております。</p> <p>38 ページ以降は計画の進行管理について、示しているところでございます。説明は以上となりますが、本日は施策の体系や、中に盛り込まれているような取組について、そして他自治体の面白い取組、松戸市でも実施できそうな取組などをご意見としてお伺いできればと考えております。以上となります。</p>
(奥部会長)	説明ありがとうございました。ただいまご説明のあった地球温暖化対策実行計画の骨子案について、特に施策体系の部分ですとか施策の下に具体的な取組も列挙されておりましたが、これらについて、ご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。
(芦名委員)	ご説明ありがとうございます。施策体系はそうなのだろうなという感じはいたします。基本方針5の「地域における連携の推進」という中で、「産官学」というお話がありましたが、最近は「産官学金労言士」で、さらに金融機関、労働団体、メディア、士業も含め様々なステークホルダーの関わりが重要であるというような話もあつたりします。環境省の方でも、地域の脱炭素に関して、「産官学金労言」までは確かに言つていますので、ぜひ「産官学」にとどまらない連携として、地域の金融機関であつたりとか、様々なステークホルダーがおられるかと思いますが、そういったところも、何らか盛り込んでいただけるようであれば、ありがとうございました。
(奥部会長)	ありがとうございます。今の点は事務局としていかがですか。
(事務局)	ご指摘の通りかと思っております。新規施策検討のところでご説明した川崎市の事例でも、地元の金融機関と市が連携して、中小企業への伴走型の脱炭素支援を行っておりまして、もちろん川崎市にとどまらず他の自治体でもたくさんやられているとは思うのですが、そういったところも、やはり「産官学」にとどまらない支援、或いは連携について、今後検討させていただきたいところでございます。
(濱島副部会長)	施策については、ボリュームはありますが、すっきりして良いと思います。これは骨子ですので、この先、文章化していく中で気になったことを申し上げたいと思います。25 ページ、26 ページで、温室効果ガス

	排出量の削減目標と再生可能エネルギーの導入目標がございます。温室効果ガスの排出量を減らしていくために再生可能エネルギーを導入していくのですが、これは単位が違うのですよね。どうもここがいつもわからなくなってしまいます。多分これは「1 kWあたり何 t-CO ₂ 」のような係数があるのですね。単位が違うだけに説明を入れた方が良いと思います。ここは丁寧にやったほうがよく、一番のポイントだと思います。以上です。
(事務局)	CO ₂ 換算と導入容量がなかなか結びつきにくいというところなので、もう少し実際の計画を策定する際に、表でどれくらい CO ₂ 削減につながるのかという、目に見えてわかるようにして欲しいというようなご意見と認識しております。市民の皆さんも見るような計画にはなるので、もう少しわかりやすいような内容になるよう設定したいと思います。ご指摘ありがとうございます。
(濱島副部会長)	ありがとうございます。
(奥部会長)	他いかがでしょうか。温室効果ガス排出量が直近の数字が 2021 年度のものと 2020 年度のものと、ありましたけど、これは最新の値ですか。2022 年度の数値は出ないですか。
(事務局)	今年度末の環境審議会で 2022 年度の値をお出ししますので、現段階では 2021 年度の値が最新値となります。
(奥部会長)	わかりました。21 ページには 2021 年度の値が最新値として出ていますが、25 ページでは 2020 年の値が最新値として出ています。これは 2022 年の数字が出たら、そこから 2050 年まで線を引っ張るということになるのですかね。
(事務局)	ご認識の通りです。ここでは 2021 年が含まれておらず、申しわけございません。計画を改定する際には 2022 年度の値も出ている時期かと思いますので、そちらは修正させていただきます。
(奥部会長)	他いかがですか。大丈夫そうでしょうか。基本方針とその下にぶら下がってくる施策と、市の取組内容を今回お示しいただいていますが、これから特に新規施策については十分に検討して、それが松戸市に合っている取組なのか検討していただく必要があるかと思います。その上で、全体的に肉付けをしていくという流れになるかと思います。現時点では、こういう形でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。 では特にご異論などなさうなので、こちらにつきましても、以上とさせていただきまして、本日もいくつかご意見出ましたので骨子案について修正等を事務局の方では加えていただきまして、さらに、次回に向けて素案を作成いただくようにお願いしたいと思います。引き続きご検

	討の方よろしくお願ひいたします。それでは最後に3のその他について事務局から何かございますでしょうか。
(事務局)	事務局よりご案内をさせていただきます。第4回の部会は12月23日(火)午後2時からオンライン会議での開催を予定しております。以上となります。
(奥部会長)	ありがとうございます。12月23日(火)午後2時からオンラインでということですのでご予定をお願いいたします。それでは本日も長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。議事進行にもご協力いただきまして、誠にありがとうございました。では司会を事務局にお返しいたします。
(事務局)	奥部会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、本日は忌憚のないご意見賜り、誠にありがとうございました。 以上をもちまして第3回松戸市脱炭素専門部会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。

【議事終了】

以上